

第11回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

令和2年9月18日

**【梶川部会長】** それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11回の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会を開催いたします。本日は、御多忙のところお集まりいただきありがとうございました。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議事1につきましては、事前に御連絡させていただいているところでございますが、これまで会計基準等部会長を務めていただいた中村豊明委員が御退任され、それに伴いまして、7月1日付けで独立行政法人評価制度委員会の委員に、住友化学株式会社常勤監査役の野崎邦夫様が任命されました。また、野崎委員には、中村委員に引き続き、会計基準等部会に御所属いただいております。

それでは、野崎委員より御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**【野崎部会長代理】** 住友化学の常勤監査役を務めております野崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、昨年までは住友化学でCFO的な立場で財務とか経理を長く担当しておりまして、そういう意味では企業会計に関しましては、会社の外でも金融庁の審議会ですとか、あるいは経団連の委員などを務めさせていただいております。ただ今回、縁あって独立行政法人評価制度委員会の委員ということで、皆さんと一緒に仕事をさせていただくわけでございますけれども、この分野については、私もあまり知見がございません。そのため、いろいろ勉強しながらやっていきたいと思っています。ベースは企業会計とか企業経営ということになるかと思いますが、それにとらわれずに、もう少し広い視野といいますか、広い意味で勉強しながら、できればこの委員会、それから部会に貢献をさせていただければと思っておりますので、どうか皆さん、御指導のほどよろしくお願いいたします。

**【梶川部会長】** ありがとうございます。

なお、会計基準等部会長につきましては、7月1日付けで独立行政法人評価制度委員会の野路委員長より指名を受けましたので、私、梶川融が務めさせていただきますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

また、同日に独立行政法人評価制度委員会令第1条第5項に基づきまして、私から本部会の部会長代理に野崎委員をお願いいたしました。よろしくお願いいたします。

本部会の名簿及び規定等につきましては、お手元の参考資料 1 から 5 を御確認ください。

議事 1 の独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会の構成につきましては、以上の御報告となります。よろしくお願いいたします。

それでは、議事 2 の「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点について」に移りたいと思います。まず、資料 1、「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点のたたき台」及び資料 2、「『収益認識に関する会計基準』に係る論点のたたき台」に関して、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【久山管理官】 それでは、説明をさせていただきます。私、今年の 7 月から神谷の後任として参りました管理官の久山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。まず、資料の構成を説明させていただきます。議事 2 の「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点について」で使用する資料でございますけれども、こちらは資料の 1 から 4 が相当いたします。資料 1 は総論としての位置づけで、検討の背景、それから今後の方向性などを記載してございます。資料 2 から 4 は各論としての位置づけで、今回御議論いただく各会計基準につきまして記載してございます。そのほか参考資料 6 もございますが、こちらは今回の議事に関連する規定を集約したものでございます。

それでは、「独立行政法人会計基準の改訂に関する論点のたたき台」につきまして説明させていただきます。資料 1 を御覧ください。1. 「検討の背景と今後の方向性」について説明をさせていただきます。独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとして、独立行政法人の特殊性を考慮して、必要な修正を加えることとなっております。独立行政法人通則法第 37 条に基づく主務省令におきましては、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解は、企業会計の基準に優先して適用されることが定められてございます。

企業会計の基準が公表・改訂された場合には、独立行政法人の会計におきまして、それを踏まえた基準及び注解の改訂の検討がなされてまいりました。近年、以下の表に記載のある会計基準が公表されておりますことから、これらの会計基準を独立行政法人の会計に反映することにつきまして、その必要性も含め、検討してはいかかかというところがございます。

検討に当たりましては、企業会計基準で示された考え方、基本的な指針で示された考え方、国際公会計基準、いわゆる I P S A S で示された考え方、アンケートなどの実施によ

る独立行政法人の実態の把握などを踏まえる必要があるかと考えられるところでございます。

続きまして、2.の「適用時期」につきまして、検討の結果、独立行政法人の会計に、企業会計基準の趣旨、会計処理及び開示を反映する場合、適用時期は以下のとおりと考えられるのではないかとしております。

まず、「(1) 収益認識」につきましては、財務諸表作成者の準備期間を考慮いたしまして、令和4事業年度からの適用とすること。法人固有の事情などを考慮し、経過措置を設けることを検討してはいかがでしょうかということでございます。

次に、「(2) 時価の算定及び会計上の見積りの開示」につきましては、令和3事業年度とすることが考えられるのではないかとございます。

続きまして、会計基準に関する今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。本日この後、御議論いただきます内容を踏まえまして、11月上旬に予定しております共同ワーキング・チームで、改めて論点の整理や法人に関するアンケートの内容などにつきまして御検討をいただきたいと考えております。その後につきましては、記載のとおりスケジュールを進めていただければと考えております。

資料1の説明は以上でございます。

続きまして、「『収益認識に関する会計基準』に係る論点のたたき台」について説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1.は、収益認識基準の概要を示したものでございまして、まず①を御覧いただければと思います。収益認識基準は、我が国の企業会計における収益認識に関する初めての包括的な会計基準とさせていただきます。その開発の意義といたしましては、資料に3点記載してございます。収益認識基準の基本的な方針といたしまして、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性の観点から、国際財務報告基準（IFRS）第15号の「顧客との契約から生じる収益」の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めるとされました。その上で、国際的な比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いが認められているところでございます。

収益認識基準の適用範囲でございますけれども、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示とさせていただきます。

収益認識基準の基本となる原則は、資料に記載しておりますとおり、具体的には表にございます5つのステップで収益を認識することとさせていただきます。

続いて、②を御覧ください。収益認識基準適用による企業への主な影響につきまして、3点記載してございます。1点目は計上時期、2点目は計上額、3点目は注記でございます。収益認識基準の適用によりまして、主にこれらの項目に影響があるものと考えられております。

続きまして、2.「基本的な指針で示された考え方」について説明をさせていただきます。先ほど資料1で御説明をさせていただきましたけれども、企業会計基準を独立行政法人の会計にどのように反映させるかの検討に当たりましては、基本的な指針で示された考え方などを踏まえる必要があるかと考えているところでございます。2.では、基本的な指針で示された内容を抜粋して記載しております。

続きまして、3.「IPSASBにおける収益認識の概要」について説明をさせていただきます。現時点のIPSASBの状況でございますが、履行義務の有無によって分けられた2つの基準の公開草案(Exposure Draft/ED)が2020年2月に公表されてございます。具体的に申しますと、「履行義務のある収益」としてED第70号、「履行義務のない収益」としてED第71号がでございます。それぞれ簡単に御説明をさせていただきます。

まず、ED第70号でございますが、こちらはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の公的部門版とされてございまして、公的部門特有の取引を考慮し、IFRS第15号よりも「契約」の概念や履行義務の範囲が拡大されているものになってございます。

次に、ED第71号でございますが、こちらは現在の義務がある場合に、現在の義務が充足されたとき、または充足されるにつれて収益を認識するというものでございます。これらの公開草案でございますけれども、意見募集を経て、最終公表は令和3年度の予定とされてございます。

続きまして、4.「独立行政法人における収益の計上に関する主な規定」について御説明をさせていただきます。現状の独立行政法人会計基準で、収益に関してどのような規定があるかというのを記載しております。

まず、①「サービスの提供等による収益」の会計処理でございますが、基準及び注解第86に、実現主義の原則に従い、各期の収益として計上するとされてございます。平成30事業年度の財務諸表によれば、86法人におきまして何らかの自己収入等が計上されているところでございます。また、事前に6法人にヒアリングをいたしましたところ、基準及び注解第86が適用されている収益の例は、表に記載しておりますとおりでございます。

次に、②「独立行政法人固有の財源等に係る収益の計上に係る規定」につきまして御説明をさせていただきます。現状の独立行政法人会計基準では、独立行政法人固有の財源等に係る収益等につきまして列挙した項目が規定されてございます。これらは独立行政法人固有の取引につきまして、独立行政法人の特性を踏まえた会計処理を定めたものになっております。

続いて、5.「独立行政法人における負債に関する主な規定」について説明をさせていただきます。まず、「基本的な指針における負債の定義」でございしますが、独立行政法人の特性を踏まえると、負債は法的な債務に限定されないことから、「義務」に着目して定義付けることとされてございます。また、独立行政法人会計基準におきましても同様の定義となっております。法律上の債務に限定されない旨が明確にされております。

続きまして、6.「主な論点」につきましてですが、まず1点目は、「独立行政法人の会計への反映について」でございします。先ほど4.で説明をさせていただきました項目のうち、独立行政法人のサービスの提供等による収益は、収益認識基準の適用範囲でございします「顧客との契約から生じる収益」に近い概念であると考えられておりますため、収益認識基準の基本となる原則の考え方を独立行政法人の会計に取り入れる、すなわち、履行義務の充足に合わせて収益を認識する方法を採用することが考えられるのではないかとしております。

また、収益認識基準は、「実現主義の原則に優先して適用」されることから、基準及び注解第86で「実現主義の原則に従い」とされている独立行政法人のサービスの提供等による収益につきましては、基準及び注解を改訂する必要性が高いと考えられるのではないかとしております。

さらに独立行政法人のサービス提供等による収益につきましては、IPSASBにおける「履行義務のある収益」にも近い概念でありますことから、ED70を参考とすることが考えられるのではないかとさせていただきます。

他方、「顧客との契約から生じる収益」に該当しないと考えられる運営費交付金や施設費といった独立行政法人固有の会計処理につきましては、収益認識基準を踏まえた改訂の必要性は低いのではないかとさせていただきます。

これらの項目は、ED70、ED71を参考とすることが考えられるのではないかとということでもあります。

次に、論点の2つ目、「基本的な指針について」でございします。基本的な指針を見直す必

要性について記載してございますが、上から4行目の下線部にあるとおり、「義務」の概念を踏まえた負債の認識・測定につきましては、基本的な指針の考え方を踏まえて設定される独立行政法人会計基準の定めにおいて対応することとし、基本的な指針の改訂は不要と考えられるのではないかとしてございます。

基本的な指針では、負債概念の理解に資するために、運営費交付金を例にした考え方が示されてございますが、これを踏まえまして、運営費交付金以外の財源や取引につきまして、負債及び収益に関する考え方を整理することが考えられるのではないかとしてございます。

以上を踏まえまして、収益認識基準の基本となる原則を取り入れつつ、独立行政法人の特殊性及び実務等に配慮すべき項目を踏まえた代替的取扱いの追加も含め、会計処理及び開示の検討を行うことが考えられるのではないかとしてございます。その際、①と②に記載しておりますとおり検討することが考えられるのではないかとしてございます。

次に、論点の3つ目、「消費税等の会計処理について」でございます。収益認識基準では、消費税等の会計処理は税抜で統一とされてございます。この点、現状では多くの独立行政法人におきまして、税込処理が採用されております。このため、消費税等の会計処理の変更の必要性については慎重に検討を行う必要があると考えられるのではないかとしてございます。

資料2の説明は以上でございます。

**【梶川部会長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまより事務局からの御説明につきまして、意見交換に入りたいと思います。まず資料2の『収益認識に関する会計基準』に係る論点のたたき台の論点1から論点3について、御意見、御質問等ございましたら御発言いただければと思います。

**【榎谷委員】** ちょっと教えていただきたいところが幾つかあるんですが、3.のIPSAASBにおける云々のところの①です。ごめんなさい、6.ですね。6.の論点のところの下から2つ目のチェックマークの中で、他方、収益認識基準は「顧客との契約から生じる収益」に関すると言っているんですが、この顧客というものを、独法ではどういうふうに捉えたらよろしいかということの質問なんですが。企業の場合は比較的分かりやすいんですけども、独法の場合、顧客、ここから収益をもらうわけですね。独法の場合は、やはり一般的な顧客じゃなくて国も収益を頂く場合がありますので、これも顧客と考えていいのかどうか。顧客という概念を、顧客との契約から生じる収益という定義をされてお

ますからなんですけれども、該当しないと考えられる運営費交付金や施設費ということなんですけど、多分いわゆる国は株主的な位置づけで考えているので、運営費交付金、施設費といったものになっているのかも分かりませんが、ここはどのようなふうに整理されたらいいと考えられますか。

【梶川部会長】 それでは、事務局、お願いします。

【筧川副管理官】 今御質問いただいた顧客、どのようなふうに捉えるかという点でございますけれども、現状の公開草案のことから話をさせていただきますと、今、顧客という言葉は買い手、原文ではpurchaserというようになっているんですけれども、買い手というように1つは訳例としてはされています。顧客というのは、必ずしもさっきおっしゃっていただいたとおり、独法では必ずしも「顧客」と呼ぶことが適切ではないケースがあるというのでございますので、いわゆる資金提供、買い手のようなものをまず想定して考えています。これはIPSASの考え方でございますけれども、独法においても、これにつきましては参考になるところもあるかなと考えておまして、国のようなお金を出すところもそうですし、あとは第三者、独法のサービスの提供の先にある受益者、こういったものが1つ考え方としては想定されるのではないかなと考えています。

また、施設費、運営費交付金、契約というところの話だと思うんですけれども、契約というところも、今、IPSASの話をさせていただきますと、契約というものは拘束力のある取決めというように訳例としてはされておりまして、これは公的部門は必ずしも契約だけではないケースがあるという観点から、拘束力のある取決めというようにされているんですけれども、運営費交付金とか施設費というものが、拘束力のある取決めに当たるのかどうかという点は、今後検討の際に参考になってくるかなと考えています。以上でございます。

【梶川部会長】 よろしいですか。

ほか、御質問等。野崎さん、よろしく申し上げます。

【野崎部会長代理】 野崎でございます。多分初歩的な質問なんだろうと思うんですが、論点3のところ、消費税の会計処理につきまして、独立行政法人の87法人のうち、78法人が税込の処理をしているということは、収益の計上が税込で計上されているということですね。ということで、これは企業会計ではそういうことはほぼないわけで、独立行政法人は費用と収益とを対応させるというような必要性が必ずしもあるわけではないということはあると思うんですが、ただ、税抜の法人と税込の法人とが混在しているという

ことに関しては、何か理由がございますでしょうか。

**【樫谷委員】** すみません、私のほうから。梶川先生か私が適任だと思いますけれども、ちょっと記憶が十分あるわけではないんですが、当初からこの基準に関与しましたので。

もともと平成13年に独立行政法人という制度ができたんですね。平成13年にできたのは、先行独法といいまして、国の中にあつたやつを切り出したんですね。そうすると、ほとんどが運営費交付金というものでらっているんです。それで使っていた。運営費交付金の中に、それは独法上は収益であるけれども、非課税なんですね。不課税と言うのがいいかな、どちらかなんですね。ところが、使うものは課税されますよね。そうすると、消費税は基本的には控除できないわけですよ、売上がそういうことなんで。というものがまず1つ。だから、そうするとむしろ税込のほうがいいんじゃないかという論理があつたんです。

その後、移行独法といいまして、何年か後に特殊法人だったものが独法に移ってきたわけです。そのときは企業と同じような論理のものがありましたので、今でもあるんですけどもね。それで両方認めようというような論理になつたのではないかと思うんですけども、梶川先生、そうでしたっけ。

**【梶川部会長】** 私の記憶でもそのように。逆に言えば、企業に少し近い対価性のあるような財源というか収入のあるところは、87分の78ではない、旧法人がそれに近い。そこは税抜で処理もされているのではないかと思うんですけども。

事務局、ちょっと補足というか、違っていれば教えていただければと。

**【笈川副管理官】** 今の梶川部会長、樫谷先生がおっしゃっていただいた、過去そういった経過とっておりまして、民間の企業会計と異なり、独法の収入の特殊性と申しますか、税金の特殊性というところを恐らく当初考えられて、どちらでも取り入れるといったような話になつたのかなとは思いますが。

**【野崎部会長代理】** ありがとうございます。そうすると、収益の側で消費税を課税されていないときは、当然費用の側で消費税を払っていても、それは還付請求できるわけじゃないので、その場合は意味がないと。そうじゃなくて、収益側で消費税を課税しているといいますが、消費税をもらっているようなケースの場合は、これは費用側でも消費税を差し引きして、還付なり納付なり、そういうことをされるわけですから、それはそれでやりましょうと、そういう違いということですね。

**【樫谷委員】** そういう意味だったんですけども、実際の適用がそうなっているかど

うか、ちょっと分かりません。両方都合のいいほうを取っている可能性がありますので。一応こういう場合はこうだ、こういう場合はこうだということではなくて、2つ認めているという、経理上都合のいいほうを取っていると言うとちょっと語弊がありますが、使いやすいほうを取っている可能性がないわけではないので、そこは今回どう扱うかということとは議論しないといけないと思います。

**【野崎部会長代理】** ありがとうございます。

**【梶川部会長】** いずれにしろこの論点3の整理は今日で終わるわけではないと思いますので、実態的なこともどこかでお聞きできればよろしいのではないかと思いますので。

ほか、ございませんでしょうか、御質問。御意見ももちろん含めまして。

これ、論点別というより、論点1から3で結構でございますので、よろしく願いいたします。じゃあ榎谷先生、お願いします。

**【榎谷委員】** 履行義務のない収益というのは、独法から言うとどんなイメージで見たらいいんですか。収益というと普通対価ですのでね、何かの履行をしなきゃいけないんですよ。履行義務のないという意味をちょっと、どういうことなのか。

**【梶川部会長】** じゃあ事務局、お願いいたします。

**【笈川副管理官】** 今の履行義務のお話ですけれども、履行義務のあるなしというところをIPSASでどういうふうに整理されているか、今申し上げますと、まず履行義務というのは財・サービスというものを、買い手または第三者たる受益者に移転するかどうかというのが1つ要件として、実はございます。

今後、もちろん検討していくところかと思うんですけれども、例えば施設整備費を例にとりますと、お金を国からもらって、それで施設を整備していくと思うんですけれども、その結果、施設というものが、お金を出してくれた買い手とか第三者というところに移転するかどうかということが、必ずしもそうは言えないのではないかと思います。

**【榎谷委員】** 移転しないという。

**【笈川副管理官】** そうですね。その場合は履行義務がないというところで、現在の義務というところに着目して。

**【榎谷委員】** つくる義務はあるけれども、移転するわけではないのでという。

**【笈川副管理官】** そうですね。その辺りはまた今後それぞれ、先ほど説明させていただいた独法固有の会計処理というのが幾つかございますので、これらが御議論あるのかどうかというところは、検討していこうかと思っています。

【榎谷委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長】 よろしいですか。

ウェブの皆様、出席されている先生方、よろしくお願ひいたします。

【会田委員】 会田です。本質的な議論ではないんですが、今、資料2に関しまして、3つの論点が挙がっているんですが、論点2の基本的な指針に対してどのように取り組むかというのは、会計基準の方向が定まらなないと、基本的な指針を改訂すべきかどうかという議論にならないと思うので、収益認識の中でも最後だし、本当は他の会計基準、時価算定、それから表示の見直しの後に議論したほうがいいのかなとも思いますので、ちょっと事務局のほうでも、議論の順番を検討していただければと思います。

【梶川部会長】 この収益認識基準に出てきていた論点2の基本的な指針との関係については、他の会計基準も含めてということだと思っただけですけども、ほか、注記とかの問題もあったもので、かえってここでお話をされてもいいかというのが事務局のお考えだったと思っただけですけども。最終的な結論は、全体が整理されてからというところにも、また戻ってくればいいのかという気がいたしますので、そんなような感じで進めさせていただければと思います。

【梶川部会長】 ここでは収益認識という、実際の会計処理に直接関係するところでの関係がどの程度あるかというのは、一度事前整理をさせていただきます。会田先生、そんな感じでよろしいでしょうか。

【会田委員】 はい、結構です。よろしくお願ひします。

【佐藤委員】 すみません、佐藤ですがよろしいでしょうか。

【梶川部会長】 結構です。お願ひします。

【佐藤委員】 御説明いただきましてありがとうございます。私のほうから、論点3点について、特に異論等はございません。ただ、これから議論をしていく上で、ちょっと私自身が自己収入の見直しの対象になるようなところの、例えば見直しをした場合の全体へのインパクトが、自分の中であまりイメージができていないので、アンケート調査などを取るといふようなお話もありましたので、次回からそういった資料などもぜひ御提示いただければ、議論に参考になるかと思っただけです。以上です。

【梶川部会長】 御意見ありがとうございました。

この点、見直しの影響は、さっきの消費税もそうですけれども、少し実態を皆さんのイメージで共通してから、最終的な答えになると一番いいと思っただけです。そういった形で

取り組ませていただくようお願いいたしますので、よろしいでしょうか。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長】 他にございませんか。

ウェブで御参加いただいている先生方も、他ございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、この議題2はここまでと思うんですけれども、ちょっと私のほうから、この方針の整理は全然違和感ございません。ただ、IPSASとの対応というのは、多分独立行政法人というのはこの国固有の制度でもございますし、IPSASを参考にするというのはいいんですが、対応関係をあまり細かく整理をしますと、かえってちょっと混乱してしまうところもあるかもしれませんので、無理矢理それを、先ほどの施設費はどれに当たるかみたいな話というのは、ある程度概念的な整理の一場面ではIPSASをお使いになればいいのかなという気はいたします。

長年携わっている関係で、運営費交付金が何なんだみたいな、ましてあれの債務性みたいな話は、なかなかワールドワイドで通用している話なのかという点はやや、なかなかユニークさがあっていいとは思っていますし、随分この部会では考えてきた話だと思うので矜持はあるんですが、国際基準とどう整理するかみたいな話は、かえって難しくなる可能性もあるので、そこは今までの展開を延長線上で整合性があれば、それはそれでこの部会では整理ができるんじゃないかとは思っていますので、よろしくをお願いいたします。

【榎谷委員】 私が申し上げたのは、実はこの話じゃなくて、国大法人の中でいろんな議論がありまして、そこを上手いこと整理しなきゃいけないと。つまり、企業会計の論理の方がいらっしゃる。それはある意味では間違っているとは言わないんですけれども、独法とかパブリックセクターの論理の会計と、それから、利益を追求するという企業のパターンの会計の整理と、それから、必ずしも利益を追求するわけじゃなくて、コストと財源との関係を整理するというところが我々の整理の仕方だと思うんですけれども、それがちょっとかえって分かりにくいからこっちのほうがいいんじゃないかという人に対してどう説明したらいいかというのが頭にちょっとありまして、そんな説明をしたんですけれども、分かりました。そういう意味だと思います。

【梶川部会長】 すみません、どうもありがとうございました。

それでは、次に入らせていただきます。資料3、「『時価の算定に関する会計基準』に係る論点のたたき台」に関して、事務局から御説明をお願いいたします。

【久山管理官】 それでは、「『時価の算定に関する会計基準』に係る論点のたたき台」

につきまして説明をさせていただきます。資料3を御覧ください。

1. 『時価の算定に関する会計基準』の概要』について説明をさせていただきます。「時価の算定に関する会計基準」は、金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関しまして、国際的な会計基準との整合性を図り、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から開発がされたものでございます。

時価算定基準の適用対象でございますけれども、金融商品会計基準における金融商品及び棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産に係る時価とされてございます。

時価算定基準は、時価をどのように算定すべきかを定めるものでございまして、どのような場合に金融商品を時価で算定すべきかを定めるものではないとされてございます。時価算定基準に関連いたしまして、金融商品に係る注記を定めた「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改正、拡充されてございます。

続きまして、2. 「主な論点」について説明をさせていただきます。独立行政法人の財務報告の目的・機能を踏まえ、財務報告利用者に対しまして時価情報を提供することに一定の意義があると認められることから、独立行政法人の会計におきましても、時価算定基準の考え方を取り込む必要があると考えられるのではないかとしてございます。

次に、時価算定基準が独立行政法人に影響すると考えられる項目でございますが、時価の算定に複雑な要素のある金融商品を保有する独立行政法人におきましては、一定程度的影響が想定されるところでございますけれども、独立行政法人全体に与える影響は限定的かと考えられるところでございます。このため、基準及び注解を改訂しないということも考えられるのではないかとしてございます。

次に、注記についてでございます。独立行政法人におきましては、企業会計同様に、保有する金融商品についての注記が求められておりまして、具体的な注記はQ&Aで定められてございます。先ほど御説明させていただいたとおり、金融商品に係る注記は、企業会計の方で改正・拡充されてございますけれども、これをどのように独立行政法人の会計に反映させるかは、必要に応じてQ&Aで検討、規定するということが考えられるのではないかとしてございます。

なお、IPSASでございますけれども、時価算定基準に該当する個別の基準は存在せず、「測定」に関するプロジェクトで総括的に検討されているところでございますため、今後の検討状況を踏まえた検討を行うことも考えられるのではないかとしてございます。

資料3の説明は以上でございます。

**【梶川部会長】** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に関しまして、御意見、また御質問等、意見交換の時間に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

資料3の『時価の算定に関する会計基準』に係る論点のたたき台の論点につきまして、今御説明いただいたとおりでございますので、論点も参考に御意見、御質問等お願いいたします。

**【樫谷委員】** よく分かって質問しているわけではないんですが、改訂しない、多分しないんだと思いますが、必要に応じてというのは、例えばどんなことを想定されているんですか。必要に応じてというのは、1ページの下から2つ目のチェックマークの一番最後のほうで、必要に応じてQ&Aで検討することを考えているという、例えばどんなことを言っているのか、想定ですけれどもね、今のところ。

**【笈川副管理官】** 今の現時点で、私が持っている想定になりますけれども、今回、論点のたたき台の1番の4つ目のチェックマークのところで、注記が拡充されたというふうに記載がございまして、それぞれ金融商品ごとの時価というものを、レベル1、レベル2、レベル3と分けて、表のような形で出すというふうになっています。今回、独法においても、これを出す意義があると定義できれば、開示例というものを、今、Q&Aでは現状にある金融商品の状況に関する事項と、金融商品の時価等に関する事項の記載例がQ&Aで定まっておりますので、そこに追加すると考えているところで、必要に応じてというふうに記載しております。

**【樫谷委員】** 分かりました。ありがとうございました。

**【野崎部会長代理】** よろしいですか。

**【梶川部会長】** 野崎さん、お願いします。

**【野崎部会長代理】** 野崎でございます。これもちょっと質問なんですけれども、論点で書いてある方向性は、これで私もよろしいかと思いますが、質問なんですけれども、チェックマークの2番のところで、例えばヘッジやデリバティブなどの取引については、独立行政法人では発生の可能性が少ないというふうに書いてございます。当然そうだと。独立行政法人の目的からして、そういったものをする必要すらないと思うんですけれども、これはむしろ禁止というか、こういう会計のところではなくて、むしろ運営の規則の中で、そういったものを禁止するというような、そういう方向性というのはございませんでしょ

うか。

【笈川副管理官】 ヘッジやデリバティブについては、現状、数は多くありませんけれども、やっているというところもございます。ただ一方、独法通則法においては、余裕金の運用について、一定の縛りといいますか、限定はされておりますので、何しろ無制限にいろいろ認められているというわけではない状況です。

【野崎部会長代理】 ヘッジやデリバティブの必要性がある場合だけやるとか、そういうような運営の仕方のルールといいますかね、そういうことがあればいいんじゃないかなというのは、ちょっとこれは私の単なる意見ですので、御検討いただければと思います。

【樫谷委員】 ヘッジは分かるんですけど、デリバティブをやっているところがあるんですか。

【笈川副管理官】 デリバティブは、財務諸表から読み取れるものをもとに、改めて確認して回答させていただきます。

【野崎部会長代理】 そうですよ。デリバティブが場合によったら、例えば一時的な資金運用のときに、債券とかそういったものを買われた時に、それにデリバティブがくっついているというケースはあり得るかなと思うんですが。ということは、それはリスクはあるわけで、それはあまりよくないのではないかと私自身は思いますので、ちょっとその辺、調べていただきますようお願いいたします。

【梶川部会長】 ウェブで参加の先生方、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

【会田委員】 すみません、会田です。特に意見というわけではないんですが、主な論点の3つ目に示されているQ&Aで検討するという場合、これは年度内に検討することなんでしょうか。要は見積りと時価算定については、来年の4月1日開始事業年度からもう適用するという事なので、できたら年度内で改訂したほうがいいのかなと思うんですが。ちょっとこの辺は恐らく、また公認会計士協会との共同作業になるのかなと思いますけれども、一応そういうことなのかどうかということを確認させていただければと思います。

【梶川部会長】 事務局、お願いいたします。

【笈川副管理官】 今、御指摘いただいたQ&Aについて、いつ頃改訂がなされるかという点でございますけれども、今の資料1でお示ししたスケジュールで、会計基準本体については来年9月の部会での改訂案の御了承を予定しています。Q&Aについてはその後改訂されますので、令和3年度中というところで考えています。

ただ、Q&Aの開示情報というところは、決算書で出てくる話ですので、令和3年度中に改正をしたとしても、その年の決算というところを考えると、まだ少し時間的余裕があるかとは思いますが、ただ、もちろん財務諸表作成者の御負担等々事情も鑑みて、適用時期や改訂時期については、今後検討していきたいと思っています。

【中川委員】 よろしいでしょうか。

【梶川部会長】 お願いします。

【中川委員】 資料3のデリバティブ、多分持っていらっしゃる債券は、国債とか地方債程度で、インパクトは小さいのだろと思いますが、保有されている状況を、開示される方向はいいと思います。ただし、それほど該当が多くないという前提に立てば、Q&Aの対応でもいいのかなと思います。簡潔ですが、以上です。

【梶川部会長】 ありがとうございます。

ウェブの先生方も聞こえていらっしゃいますよね。他に御意見等ございませんでしょうか。

この論点は、今皆さん方のお話で、方向性としては、今事務局御提案のところだとは思いますが、またよろしく願いいたします。これに関しても、実態的なことを少し御浄写いただいて、さっきのヘッジはあるけどデリバティブはみたいなども併せてどこかで共有していただければと。

私、ちょっとだけあれなんですけれども、この論点の真ん中、2つ目のチェックの、これ、実際にそうだった気はするんですけれども、発生可能性が低いことから、基準には規定されていないということはそのとおりなんですけど、今回の整理の中で、独法特有のことではないので、逆に言えば企業会計の基準のままでいいよねというロジックでいくのであれば、発生確率が低いからという意味は、直接的な文脈ではないような気はいたしますので、そこのところを少し整理した最終的なコメントのほうがいいのかと。何となくほとんど例がないからというよりは、仮に例があっても、独法固有じゃないからなんですよね。ですから、もしそうだという論理で整理するんだったら、ちょっとそういうふうに分かりやすく一文、修文していただいたほうが分かりやすいかなという気がします。どこかの論点整理の時にですね。すみません、よろしくお願いします。

それでは、次に移らせていただきます。資料4、「『会計上の見積りの開示に関する会計基準』に係る論点のたたき台」に関して、事務局から御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

【久山管理官】 それでは、『会計上の見積りの開示に関する会計基準』に係る論点の「たたき台」について説明させていただきます。資料4を御覧ください。

1. 『会計上の見積りの開示に関する会計基準』の概要につきまして、まず「会計上の見積り」の定義は冒頭に記載のあるとおりでございます。「会計上の見積りの開示に関する会計基準」公表の趣旨でございますけれども、会計上の見積りにつきまして、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することとされております。本会計基準の開発に当たっての基本的な方針といたしまして、個々の注記を拡充するのではなく、原則を示した上で、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされてございます。

具体的な開示内容につきましては、「会計上の見積り」のうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目につきまして、財務諸表計上額及びその算出情報等を財務諸表に注記することとされてございます。

続いて、2. 「主な論点」につきましてでございますけれども、独立行政法人の財務報告の目的・機能を踏まえ、財務報告利用者に対しまして、会計上の見積りの情報を提供する一定の意義があると認められることから、独立行政法人の会計におきましても、本会計基準の考え方を取り込む必要があると考えられるのではないかとしてございます。

「会計上の見積り」の定義を踏まえると、多くの独立行政法人におきまして引当金などの「会計上の見積り」がなされていると考えられることから、本会計基準で定められた注記につきまして、基準及び注解を改訂する必要があると考えられるのではないかとしてございます。

なお、IPSASにつきましては、本会計基準に該当する個別の基準は存在いたしませんけれども、同様の開示を行うことにつきまして、IPSAS第1号（財務諸表の表示）第140項に定められておるところでございます。

資料4の説明は以上でございます。

【梶川部会長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。どなたからでも結構ですので、意見交換をさせていただければと思います。

【榎谷委員】 この会計上の見積りというのは、ここで言っているIFRSは、注記とか、本体での開示じゃなくて、本体以外の開示ということを行っているんですか。それに関係すると言っているんですか。

【筈川副管理官】 そうです。こちら、会計上の見積りといった個別の基準ということ

ではないんですが、I P S A S 第 1 号に「財務諸表の表示」といったものがございまして、そこに不確実性の主要因というところで記載が実はございまして、こちらの参考資料 6 というところに、載せておる状況でございます。そこには今回、企業会計で求められていることと同様のことが書かれているような状況です。

【榎谷委員】　そこで一番上の 1. の、「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合においてということですよ。不確実性がある場合は、収益とか費用とかには計上できないんですよ。そういうことですよ。

【笈川副管理官】　はい。

【榎谷委員】　そこで、不確実性がある場合について、入手可能な情報の範囲内で金額を計算できると、こういうことを言っているわけですね。

【笈川副管理官】　そうです。

【榎谷委員】　じゃあ本体的話じゃないということですね。

【笈川副管理官】　会計上の見積りというところは、元からもちろんある概念ですけども、そこに付随するといいますか、見積りの方法というところの情報を出していこうといった、そういった会計基準です。

【榎谷委員】　本体での見積りの仕方ではないんですね。

【笈川副管理官】　そうです。

【梶川部会長】　本体の財務数値に影響するかという意味でいらっしゃいますよね、御質問は。

【榎谷委員】　はい、そうです。

【梶川部会長】　それは当然影響する見積りですよ。

【笈川副管理官】　これは計算方法とかそういったものというよりは、会計上の見積りも、行われている見積りに対してどういう過程を置いているとか、どのように算出情報を置いたとか、その見積りを出す過程の情報を開示するといった。

【梶川部会長】　であって、先生の御質問の、その場合は本体のオンバランスされている話かどうかということですけども、それはオンバランスされている話の会計上の認識測定値に関してのプロセスを、より開示しましょうということでございますよね。

【笈川副管理官】　はい、そうです。

【榎谷委員】　そういうことですか。なるほど。

これ、何で聞いたかという、やっぱり国大法人の件なんですけど、施設費も費用計上、

P/Lに計上して、未収金を計上すべきじゃないかと、国に対してといったときに、非常に不確実な話ですよ。資産性があるのかどうかという議論ももちろんあるんですけども、ちょっとそれが気になったので。不確実と言えば不確実なんですよ。でも、ほぼ確実に施設費来るんですけど、そこをどう言い逃れするかということで、ちょっと聞いてみました。

【梶川部会長】 他に御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

見積りの引当金等、会計基準に今、独法の基準の中にあるので、そこを少し平仄を合わせて整理されようということでございますよね。

【笈川副管理官】 そうです。今おっしゃっていただいたとおり、現状、独法の会計基準第80の注記というところに注記する項目の列挙がございますので、方向としては拡充するところがあるかなとは考えています。

【梶川部会長】 企業関係と平仄を合わせてと。

【笈川副管理官】 そうです。

【梶川部会長】 分かりました。では、これは方向性の論点でございますので、そういうことで、この段階ではそんなに異論は出ておられないということで、内容等はまた今後、共同ワーキング・チームとかで考えていくと。

それでは、ウェブの先生方も、この議題はここまででよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事3に移らせていただきます。「独立行政法人監査基準の改訂に関する論点について」に移りたいと思います。資料5、「独立行政法人監査基準の改訂に関する論点のたたき台」に関しまして、まず事務局から御説明をお願いいたします。

【久山管理官】 それでは、資料5を御覧いただければと思います。

まず、1.の「検討の背景と今後の方向性」につきましてでございますけれども、上から3つ目にも記載をしておりますけれども、企業会計の基準が公表・改訂された場合には、独立行政法人の会計においてはそれを踏まえた基準及び注解の改訂の検討がなされてきたということ、先ほど冒頭でも御説明をさせていただいたとおりでございます。これは監査につきましても同様でございます。企業会計の監査基準が改訂された際には、独法監査基準にその考え方を取り入れるかの検討がなされてきたところでございます。

令和2年3月23日に「監査基準の改訂について（公開草案）」というものが公表されてきて、監査報告書における「その他の記載内容」に係る監査人の役割のより一層の明確化及び「リスク・アプローチ」の強化が盛り込まれたところでございます。これらの最新の

基準に規定される内容を、独立行政法人の会計監査に反映することにつきまして、その必要性も含め、検討してはどうかというところでございます。

まず2.の「その他の記載内容」について書かれてございますけれども、まず(1)の「概要」でございます。表の下にございますとおり、①企業の財務諸表を含む開示書類のうち、監査した部分と監査していない部分、いわゆるその他の記載内容との重要な相違について検討を行うことを明確にすることで、当該情報に対する監査人の役割を明確にすることと、②当該情報を監査報告書に記載し、監査報告書における情報提供の充実を図ることを趣旨としてございます。

続いて、(2)の主な論点でございますけれども、上から1つ目でございますとおり、改訂案の趣旨を踏まえますと、独立行政法人において反映しない特段の理由が存在しないと考えられることから、独立行政法人監査基準に基本的な改訂案の内容を取り入れることが考えられるのではないかとしてございます。

次に、独立行政法人における「その他の記載内容」の具体的なものにつきましては、上から2つ目と3つ目に記載をしております。すなわち事業報告書のうち、「会計に関する部分以外の部分」とすることが考えられるのではないかとということでございます。

また、「その他の記載内容」につきまして、企業会計と同様に、令和4年3月決算に係る財務諸表の監査からの適用とする場合、令和2年度中に改訂する方向で検討することが考えられるのではないかとしてございます。

続きまして、3.「リスク・アプローチの強化について」、まず概要でございますけれども、(1)に記載しておりますとおり、近年の金融庁の検査における指摘や、国際的な監査基準との整合性の観点から、「リスク・アプローチ」の強化がなされておるところでございます。

次に、(2)の主な論点でございますが、上から1つ目でございますとおり、改訂案の趣旨を踏まえますと、独立行政法人において反映しない特段の理由が存在しないと考えられることから、独立行政法人監査基準に基本的な改訂案の内容を取り入れることが考えられるのではないかとしてございます。

また、「リスク・アプローチ」の強化につきまして、企業会計と同様に、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査からの適用とする場合、「その他の記載内容」と併せて令和2年度中に改訂する方向で検討することが考えられるのではないかとしてございます。

最後に、監査基準に関する今後のスケジュールを説明させていただきます。本日この後、

御議論いただきます内容を踏まえまして、11月上旬に予定しております共同ワーキング・チームで、改めて論点の整理などについて御検討いただきたいと考えております。その後につきましては、記載のとおりスケジュールを進めていければと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【梶川部会長】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、意見交換させていただければと思います。資料5の『『その他の記載内容』について』の主な論点について、御意見、御質問等頂ければ幸いです。よろしくお願いたします。

【中川委員】 中川ですけれども、よろしいですか。

【梶川部会長】 はい、お願いたします。

【中川委員】 1点質問をさせていただきたいことがあります。論点としては全く異論はございません。内部統制の評価制度もありますがただし、各独法でそれに携わる陣容、リスク評価を支える体制を今より陣容を多少充実させなければならないなどは想定されるのでしょうか。それとも、現状既に実行していることなので、問題ないのか、の確認です。ポイントは、独法の負荷が増る、もしくは人材拡充が必要だと速やかに対応しきれるだろうか、と思った次第です。

【梶川部会長】 今の御意見は、「リスク・アプローチ」の強化の部分に関する御意見ということでよろしいでしょうか。

【中川委員】 はい。

【梶川部会長】 事務局、よろしくお願いたします。今までの現場を踏まえてお答えいただいても結構でございますので。

【笈川副管理官】 それでは、回答させていただきます。今の「リスク・アプローチ」の話ですけれども、今般、監査基準によって求められていることというのは、今、現状でやっている、いわゆる会計監査人がやっている「リスク・アプローチ」の考え方、これについてより明確に、もっと強固にしていこうといった改訂かと思います。したがって、あくまでやっていることというのは、今までやっていることのさらに1つ上と申し上げますか、さらに強くするといったことですので、概念が変わるものも一部ありますが、完全に目新しいとか、そういったものではないのかなとは考えています。

【中川委員】 すみません、質問の仕方が悪かったようです。監査基準そのものというよりは、監査を受ける独法（さん）側の体制の方のお話でした。監査人の方にきちんと見

ていただこうとすると、リスクの評価はお互いがすり合わせてやっている部分もあると思いますが、既にされていて、特別新しい負荷ではないというお答えになるでしょうか。

【笈川副管理官】　そういう意味で申し上げますと、今の御質問ですけれども、もちろんおっしゃるとおりでして、監査人のリスク評価というものは、独法及び独法を取り巻く環境の理解というところが非常に重要なところでございますので、そういう意味では今先生がおっしゃっていただいた、独法側のリスクに関する体制というところも、1つ今後の論点になり得るかと思っておりますので、これも含めてちょっと整理をしていきたいなどは考えています。

【中川委員】　ありがとうございます。

【梶川部会長】　そもそもこの監査に関する基準というか取扱いの話というのは、今やっている部分に関して、特別に留意してほしいというような趣旨の監査基準の、企業サイドでも、基準に対する御意見の集約だと思っておりますので、そんなに監査の仕方に影響するという、建前論で言えば、今もやっていることを留意してきちっとやりましょうねというような解釈でよろしいのではないかと思うんですが、そういう意味では独法サイドの監査も、今も同じようにやっている。ほぼほぼそうお考えいただいて、協会的に言えばそうじゃないかということで、また共同ワーキング・チームなんかの折に、より現場に近い委員の方に、また御質問いただいても結構だと思います。

【中川委員】　はい、ありがとうございます。

【梶川部会長】　その他の記載内容に関して、御意見ございませんでしょうか。

【会田委員】　すみません、会田です。1点スケジュールについて確認させていただきたいんですが、まず共同ワーキング・チームで議論をして、2月にパブコメをかけて、それで3月に部会になっているんですけれども、この間にたしか共同ワーキング・チームのほうの会議があるんですよね。そこでパブコメに対する対応というのを、一応予定されているのでしょうか。というのは、共同ワーキング・チームで議論して、パブコメ出してそのまま切り放しみたいな感じになっちゃうと、ちょっと格好つかないかなと思うんですけれども。資料1のほうでは、3月に第23回共同ワーキング・チームの会議が予定されているので、多分ここで一応監査基準についてもパブコメへの対応というのを紹介するのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【梶川部会長】　事務局、お願いいたします。

【笈川副管理官】　御指摘いただきありがとうございます。こちらのスケジュールにつ

きましては、今おっしゃっていただいたとおり、監査基準のほうはパブコメの後にいきなり部会がある状況ですけれども、これまで改訂してきた会計基準とか監査基準、こういった改訂の経緯とかも踏まえて、共同ワーキング・チームを1回挟んで部会といった方向性もあるかと考えています。

【会田委員】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 よろしいでしょうか。

【梶川部会長】 はい。佐藤先生、お願いします。

【佐藤委員】 「その他の記載内容」のところ、2ページ目ですね。特に意見があるというよりは、ちょっと感想ですけれども、独法の基本的な指針でありますとか、事業報告ガイドラインでは、財務諸表そのもののウエイトが下がって、独法の説明責任は成果とか非財務情報の説明にありますよということで、会計に関する部分以外の部分というのが重要な、非常に大きなパートになっていて、それに対する監査の在り方というのは、以前にも議論があったところだと思います。ですので、正直、会田先生の御質問のあったこのスケジュールで、若干ちょっとまとまるのかなという印象を持ったので、感想でございますが申し上げます。

【梶川部会長】 ありがとうございます。

【中川委員】 先ほどの私の発言に似た話になるんですけれども、独法側の方にとって、実務上このスケジュールで大丈夫なのかなという点、気にかかります。

【梶川部会長】 その辺は実際の適用に向かったの環境調査ということは、会計基準の方でも幾つかの実態についての共有ということも含めて、また事務局の方でもよろしく願いたいします。

【笈川副管理官】 1点だけよろしいですか。補足なんですけれども、監査基準を改訂するといったものは、令和2年度中にやろうかと考えています。ただ、実際の適用につきましては、企業会計と合わせるといった方向性もあると思いますので、改訂し、即適用ということではありませんので、もちろん先ほど中川先生のおっしゃったとおり、様々な準備というものがあると思いますけれども、今の企業会計におきましても、今、公開草案ですが、今年、もしかしたら最終版が出るかもしれませんが、適用自体はもう少し1年、2年後というところですので、ある程度準備期間があるかと思っておりますので、独法についてもそちらを参考に動いていくといったことが考えられると思います。

【中川委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長】 先ほど、佐藤先生の言われたことで、私なりに補足しますと、独法の場合、基本的な指針も含めて非財務のところの情報開示の意味合いが非常に高いので、むしろ言い方を変えますと、今回の企業会計での解釈基準の改訂趣旨以上に、独法として、その辺の開示情報の意味合いに監査としては、より留意したことを考えたほうがいいんじゃないかということも含まれていたのではないかと思うんですけど、佐藤先生、そんなような解釈でよろしいでしょうか。

【佐藤委員】 そうですね、そうしたほうが良いところまでちょっといいいなのですけれども、今回それをどこまで範囲として捉えるのかという議論の幅をある程度最初に想定しないと、本当にここは深い問題で、企業会計の原理をそのまま入れていいものではないという点もあろうかと感じています。

【梶川部会長】 分かりました。ちょっと議論をしたほうが良いということの段階でございませぬ。

【佐藤委員】 はい、そうです。

【梶川部会長】 ある意味じゃ、非常に独法監査の根本にも関わることだと思いますので。

【佐藤委員】 そうですね。ですから、そこまで踏み込むのは難しいかもしれませんが。

【梶川部会長】 分かりました、ありがとうございます。

【梶川部会長】 他に両方含めて論点、「その他の記載内容」及び「リスク・アプローチ」の強化、両方合わせて結構でございますので、御意見等ございませんでしょうか。

【笈川副管理官】 先ほどの佐藤先生から御質問いただきました「その他の記載内容」について、どこまでという話ですが、ちょっとその御質問に直接答えるものではないかもしれませんが、今現状の公開草案ではどうなっているかというところを1点補足させていただければと思っております、今、「その他の記載内容」のところについては、通読をしてくださいと、このようになっていまして、新たな監査証拠といえますか、こういったものは特に求められていないというのが、今現状の公開草案の話です。したがって、監査の過程で、いわゆる財務諸表の数字の検討の過程で得た情報というものと、「その他の記載内容」のところを通読した結果、何か重要な相違がもしあれば、手続をやっていくといったことが想定されますので、これらを参考にして、今後議論をしていただくようになろうかと思えます。

【梶川部会長】 今おっしゃられたのは、企業監査のほうのお話でございますよね。

【笈川副管理官】 今の企業会計の監査基準の改訂についてという、公開草案に記載のある話です。

【梶川部会長】 そのお話に多少プラスアルファの議論が必要かどうかということを経験しようという、その部分について、佐藤先生は少し念頭に置いてもいいかどうかということだと思ふんですけど、それでよろしいでしょうか。

【佐藤委員】 はい、それでお願いいたします。

【榎谷委員】 そうすると、積極的に監査人が証拠を集めて検証するということではないわけですね。ある範囲内ということでは言っているんですか、今企業の場合は。

【笈川副管理官】 今の公開草案におきましては、新たな監査証拠の入手というのは求められていないというところです。現在の独法監査においては、今の事業報告書、非財務情報が非常に多いと思いますけれども、その文章一つ一つに対して本当にそうなのかといった、そこまでは求められていないという今は理解です。

【榎谷委員】 なるほど。

【野崎部会長代理】 企業会計の理解としては、個々の意思決定であるとか、経営のやり方であるとか、そういうことを監査してくださいと言っているわけじゃなくて、全体の非財務情報を通読してもらって、通読してもらった内容と実際の会計処理とが齟齬があれば、それは指摘してくださいと言っているだけであって、事業活動そのものの評価を求めているわけではないと思いますので、そういうことから類推しますと、独法についても恐らくそういう方向かなと思います。ただ、しかしそうはいつでも、独法というものの持っている公益性といったことがありますので、その意味では少し踏み込む必要はあるかもしれないという御意見はあろうかと思ふますので、そこは議論の余地があるんじゃないかなと思います。

【梶川部会長】 佐藤先生の御意見等も参考にして、今後議論をしていければと思ふます。

それでは、予定よりはまだ大分早いんですけども、今までを通してちょっと言い忘れたなみたいところは、先生方、何かございますでしょうか。今は監査の基準のほうに移ってしまいましたけれども、議題2の会計の基準も含めまして、今までの議論を通して何か、また御質問も含めてですけれども、よろしいですか。

【会田委員】 すみません、会田ですけれども、今後のことについても発言してよろしいですか。

【梶川部会長】 結構でございます。

【会田委員】 これから先、共同ワーキング・チームで議論するというので、これまで、共同ワーキング・チームの議論のまとめ役を仰せつかって、少し感想をお伝えしておいたほうがいいかなと。というのは、今回新たに部会メンバーに入られた方もおられますし、事務局のほうもメンバーが一新されたので、ちょっとこれまでの共同ワーキング・チームの雰囲気をお伝えしておかなくちゃいけないかなと思います。

メンバーが10名ちょっとだと思っただけですけども、非常に活発な議論が行われてきました。特に終了時刻間際になってから発言したいという方が多くて、結構最後の交通整理が大変だったというのが印象です。これはオンサイトの会議だと、まだ臨場感があるので、例えば12時になったら館内放送があるとか、照明がちかちかするとか、そういうメッセージで皆さん気づくんですが、リモートで参加されていると、そういうのに気づかないんじゃないかなということで、議事運営を効率的にしなくちゃいけないのかな。もちろんリモート会議だと、感染リスクがないとか、あるいはコミュニケーションにかかるコストがかからないとか、いろんなメリットがあるんですけども、他方で、アクティブなパティシパントが多いと、やっぱりあらかじめ、特にメンバー間の見解を聞きたいと、そういう発言があれば、できれば事前にそれを吸い上げておいたほうがいいのかなと。自分が発言するだけじゃなくて、ほかのメンバーがどう思っているかも確認したいんだというような御意見があれば、それはできたら事前に事務局のほうで吸い上げておくといいのかな。

あともう一つは、当日発言者がいろいろまず総じて来るわけですけども、そこで資料について、会議資料のどの辺りを取り上げているのか、それについて画面の共有化か何かで取り上げないと、聞いているだけだとどんな論点について取り上げているのかよく分からないということがあるので、その辺をちょっと工夫していただければと。本来であれば、リモートの場合にはタイマーか何かを画面に表示するとか、まあ、それはできないと思いますので、できるだけ議論が円滑に、手短かにといいますか、効率的にできるような工夫を、事務局のほうで御検討いただければと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

【梶川部会長】 事務局、会田先生から共同ワーキング・チームの議事運営についてのお願いというのがございましたので、またできることがあれば御検討いただきながらと思います。

本日の議事内容については、大体ここまででよろしいでしょうか。会計の基準に関しましても、方向性としては基本的に御提案のあった方向性で問題はないのではないかと

ことで、収益認識については対価性のあるということに限ったものではないかもしれませんが、原則のところでは少し会計基準についての変更を取り入れて、独法固有のところは、多分それほど再検討する必要はないのではないかなという方向性でございますし、時価算定に関しては、あまり独法ということで考えた場合には、基準等の改訂はないのではないかなということです。会計上の見積りに関しては、今も触れられているところがありますので、そこについては改訂を検討したほうがいいのではないかと。監査の基準に関しましては、「その他の記載内容」及び「リスク・アプローチ」に関して、一定の改訂が企業会計のほうであった場合には、そこについて取り入れていくと。

論点として、ちょっと御提案があった点としては、ここまでの論点はこれでよろしいんですけれども、最後の「その他の記載」のところ、少し独法独自の非財務情報の重要性というようなことに関して、時間的な余裕も必要ですけれども、もし可能であれば、少し議論の議論をするか、議論をしたほうがいいのではないかなという御提案があったという。

そのぐらいのところ、先生方、よろしいでしょうか。今、勝手に座長としてちょっと整理してしまったのでございますけれども、よろしいですか。

**【樫谷委員】** 　　ちょっとよろしいですか。前回、事業報告書を共同ワーキング・チームの会田座長の下に、あと梶川先生とか、黒川先生なんかが一生涯懸命まとめていただけてきたんですけれども、私、評価部会のほうで独法のほうを回っておりまして、今、その説明をしているんですけれども、大体全て出てきていますけれども、あれをガイドラインと比べてどうかとか、もっと充実していかなきゃいけないと思っているんですけれどもね。実態はちょっとよく分かっていませんので、非常にいいところとそうでないところとあったような気がするので、何かそれ、どこかでチェックしているんですか。チェックしているというか、まとめているんですか。

**【梶川部会長】** 　　事務局、お願いいたします。

**【笈川副管理官】** 　　今、御指摘いただきました事業報告書ですが、もう概ね提出は揃ってきている状況でございます。今後、どういった事業報告書ができてきたかというところを調査をして、もし課題等があれば部会、あるいは共同ワーキング・チームの場で情報提供をさせていただくという方向で、今考えております。

**【樫谷委員】** 　　お手数ですけれども、ひとつそっこのほうもよろしくお願いいたします。

**【笈川副管理官】** 　　はい。

【梶川部会長】 それでは、予定していた時間よりは大分早いところでございますけれども、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。本日、様々な御意見、御質問を頂きました。頂いた御意見を踏まえまして、より具体的な課題の検討についてはこれまで同様、法制公会計部会との共同ワーキング・チームにおいて検討することといたしたいと思えます。

では最後に、事務局から、今後のスケジュール等についての御説明をよろしくお願ひいたします。

【久山管理官】 本日は、委員の皆様方、御多忙のところ御参加いただきまして誠にありがとうございました。今後の課題の検討でございますけれども、今、梶川部会長からお話をいただきましたとおりでございますが、共同ワーキング・チームで行っていくことを予定しております。

次回の共同ワーキング・チームは11月に開催する予定でございます。皆様におかれましては、引き続きよろしくお願ひいたします。

【梶川部会長】 本日は、御多忙のところありがとうございました。ウェブ参加の先生方もありがとうございます。次回以降は、共同ワーキング・チームでの検討になりますので、部会としての開催は時間が開きますが、引き続き議論に参加いただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上